

名古屋市からのお知らせ

償却資産申告書（固定資産税）・給与支払報告書の提出について

償却資産申告書（固定資産税）及び個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出については、次のとおりですのでよろしくお願いいたします。

< 償却資産申告書の提出先 >

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)	
栄市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)959-3309
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号 (NHK 名古屋放送センタービル 8 階)	
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)	
ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)588-8009
〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目 27 番 2 号 (日本生命笹島ビル 8 階)	
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)	
金山市税事務所固定資産税課償却資産係	TEL (052)324-9809
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目 5 番 33 号 (名鉄正木第一ビル)	

< 個人の市民税・県民税に係る給与支払報告書の提出先 >

名古屋市個人市民税特別徴収センター	TEL (052)957-6930
〒460-8201 名古屋市中区丸の内三丁目 10 番 4 号 (丸の内会館)	

< 提出期限について >

令和 2 年 1 月 31 日 (金) です (なるべく 1 月 20 日 (月) までにご提出ください)。

また、窓口が混雑することが予想されますので、電子申告や郵送による書類の提出にご協力をお願いします。

< 電子申告について >

地方税ポータルシステム「エルタックス」により、インターネットを利用して、償却資産申告書及び給与支払報告書の提出をはじめとする、法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税（特別徴収）及び固定資産税（償却資産）に関する電子申告をすることができます。

< 電子納税について >

地方税共通納税システムを利用して「法人市民税」「事業所税」「個人市民税・県民税（特別徴収）」の電子納税を行うことができます（固定資産税（償却資産）は対象外です）。

< 給与支払報告書について >

基準年（令和 2 年度提出分は平成 30 年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が 1,000 枚以上の場合、エルタックスまたは光ディスクにより給与支払報告書を提出することが義務付けられています。

エルタックスの場合、給与支払報告書と税務署へ提出する源泉徴収票を一括して作成・提出することができます。また、名古屋市では、「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の電子署名付き電子データによる送付を実施しています。エ

ルタックスにより提出する際に、①電子署名付き電子データのみ、②書面のみ、③書面及び電子署名なし電子データのいずれか希望する受取方法を選択してください。

なお、納税義務者用の通知書及び変更通知書については書面で送付します。

※電子署名付き電子データのみを選択した場合、書面による通知は送付しません。また、書面のみを選択した場合、電子データは送付しません。

※令和3年度提出分からは、基準年（令和3年度提出分は令和元年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）である給与支払者が、エルタックスまたは光ディスクによる提出を義務付けられることとなります。

（注）各市区町村の電子申告・電子納税等のサービス提供状況は、エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）でご確認いただけます。

＜マイナンバー（個人番号）の取扱いについて＞

マイナンバー（個人番号）を記載した償却資産申告書及び給与支払報告書（総括表）を提出していただく場合は、法律に基づいた本人確認（身元確認及び番号確認）を行わせていただきます。マイナンバーを記載した申告書を窓口で提出される場合は、下記の身元確認書類及び番号確認書類を提示してください。

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 の中から1点 または 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 の中から1点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点（代理人のもの） + 委任状、法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 + 税理士証票（税理士事務所の職員の場合は、税理士証票の写し）
番号確認書類 （本人のもの）	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し （本人以外の方が提出する場合は写し） の中から1点		

郵送提出の場合は、上記の身元確認書類及び番号確認書類の写しを同封してくだ

さい。

法人に係る申告の場合、身元確認書類及び番号確認書類の提出は不要です。

＜中小事業者等の方が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例について＞

先端設備等導入計画について名古屋市の認定を受けた中小事業者等の方は、当該計画に基づき新たに取得した一定の設備に係る固定資産税について、3年間ゼロに軽減されます。資産を取得した翌年の償却資産申告書提出時に、以下の書類をすべて添付してご申告ください。

- ① 先端設備等導入計画の写し
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③ 当該設備に係る工業会等からの証明書の写し
- ④ リース契約書の写し（所有権移転外リース取引の場合）
- ⑤ 固定資産税軽減額計算書の写し（所有権移転外リース取引の場合）

詳しくは名古屋市公式ウェブサイト〈<http://www.city.nagoya.jp/>〉の該当の記事（ページ右上のサイト内検索で「先端設備等導入計画」と入力し、検索）をご覧ください。

○先端設備等導入計画の認定・申請に関する問い合わせ

市民経済局産業部産業労働課産業企画係 TEL (052)972-2412

○固定資産税の特例に関するお問合せ

上記の「償却資産申告書の提出先」をご覧ください。